

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年9月 16 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600279 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600131 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 24 年 3 月 1 日から同年 2 月 16 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 24 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成 24 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 1 月 16 日から同年 3 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が、平成 24 年 3 月 1 日と記録されているが、実際の入社年月日は、同年 1 月 16 日である。請求期間について、事業主による未払賃金に係る支払約定書には、2か月分の厚生年金保険料を控除すると書かれており、当該厚生年金保険料は、請求期間の保険料に該当すると思われる所以、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録及びA社の事業主から提出された請求者の平成 24 年分給料台帳（以下「給料台帳」という。）に記載された入社日（平成 24 年 1 月 16 日）により、請求者は、請求期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、上記給料台帳の 3 月分及び 4 月分の欄により、請求者は、事業所から給与が支給され、厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できるが、請求者は、当該給与の一部に未払いがある旨を主張しており、請求者から提出された労働基準監督署の指摘を受け A 社の事業主が作成した未払賃金に係る支払約定書（以下「支払約定書」という。）により、当該事業主は、未払賃金（24 万 7,500 円）から 2 か月分の厚生年金保険料等を控除した上で、平成 24 年 7 月末日に 10 万円、同年 8 月末日に 8 万 6,431 円を請求者に支払う旨約定していること

が確認できるところ、事業主は、当該未払賃金は請求者の平成24年3月分（平成24年2月16日から同年3月15日まで）の賃金の一部及び同年4月分（平成24年3月16日から同年3月31日まで）の賃金である旨陳述している。

なお、支払約定書により、「厚生年金保険料16,412円×2か月=32,824円控除」と記載されていることが確認できるところ、当該厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は20万円である。

さらに、金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、支払約定書において請求者に支払うこととされている未払賃金が、平成24年8月1日及び同年9月14日に、A社より請求者の預金口座にそれぞれ振り込まれていることが確認できる。

加えて、請求期間当時の保険料控除方法について、事業主は、翌月控除と陳述しており、請求期間のうち、平成24年2月16日から同年3月1日までの期間について、事業主から提出された給料台帳の3月分の欄及び支払約定書により、請求者は、事業主から20万円の支払いを受け、報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

以上のことから、請求期間のうち、上記期間に係る請求者の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は、請求期間のうち平成24年2月16日から同年3月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険資格取得届を、年金事務所に対し提出していなかったと回答していることから、年金事務所は、請求者の平成24年2月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年1月16日から同年2月15日までの期間について、事業主は、請求者がA社に勤務していた3か月間のうち、請求者の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除した旨回答しており、請求者から提出された同社に係る平成24年2月分給与明細書及び事業主から提出された給料台帳の2月分の欄からは、厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、請求者の平成24年1月16日から同年2月15日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間のうち平成24年1月16日から同年2月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600198 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600132 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低いと思う。私の記憶では、請求期間の頃は 55 万円から 56 万円くらいの給与が支給されていたはずである。平成 8 年分の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書を提出するので、請求期間について調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 8 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 9 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料は、請求期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（平成 8 年 1 月から同年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 47 万円）に基づく社会保険料とおおむね一致する。

一方、請求者の主張する標準報酬月額（56 万円）に基づき平成 8 年分の社会保険料を試算すると、上記源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料を大幅に超えるため、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認することはできない。

また、A社が加入していたC厚生年金基金及びD健康保険組合から提出された請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致する。

さらに、B社は、請求期間に係る請求者の請求どおりの報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したかについては当時の資料が残っておらず不明と回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、請求者と同年代であり、かつ、A社において請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の一人から提出された請求期間に係る給与支払明細書によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額におおむね相応

する額である上、当時のオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。